

長 福 第 989 号
令和6年3月19日

県内各高齢者福祉施設 管理者 殿

茨城県福祉部長

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の高齢者施設等における
対応について（通知）

平素より、本県の介護・高齢者福祉行政の推進について御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症について、本年4月以降は通常の医療提供体制に移行することが示され、高齢者施設における対応についても見直されたことから、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 基本的考え方

高齢者施設等には重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、今後も新型コロナウイルス感染症に限らず、感染予防に取り組むとともに、感染症が発生した場合には、感染対策を徹底しながら介護サービスを提供してください。

2 感染対策に係る支援について

「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金」をはじめとした公費支援については、令和6年3月31日をもって終了となります。

一方で、令和6年度介護報酬改定において、協力医療機関との連携体制の構築に係る基準の見直しや、医療機関との連携体制の構築等を評価する加算（高齢者施設等感染対策向上加算）の新設がされるなど、恒常的な感染対策に係る取組が措置されたため、これらを通して感染対策に取り組まれるようお願いいたします。

3 施設内で陽性者が発生した際の対応について

（1）保健所等への報告

新型コロナウイルス感染症に限らず、高齢者施設等で感染症若しくは食中毒の患者（有症者）が発生又はそれらが疑われる状況が生じたときは、別添の「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に基づき、次のア、イ又はウに該当する場合、市町村の

介護保険主幹部局及び保健所へ迅速に報告してください。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

なお、上記に該当しない場合であっても、感染症及び食中毒の拡大防止のため衛生管理に関する助言が必要な時は、随時保健所に相談願います。

(2) 検査の取扱い

高齢者施設等の入所者や従事者を対象に実施してきた一斉検査等については、令和6年3月31日をもって終了となります。

令和6年4月以降は、引き続き感染症全般について、保健所においてその必要性や範囲等を判断のうえ実施いたします。

<問い合わせ先>

茨城県福祉部長寿福祉課

介護基盤整備担当

TEL : 029-301-3321 FAX : 029-301-3348

E-mail : chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp

介護保険指導・監査担当

TEL : 029-301-3343 FAX : 029-301-3348

E-mail : chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp